

○国土交通省告示第 号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第三条の五第三項第二号、第四条の七第三項第二号及び第四条の十四第三項第二号の規定に基づき、これらの号に規定する書類の様式を次のように定める。

平成十九年 月 日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

確認審査等に関する指針に従つて確認審査等を行つたことを証する書類の様式を定める件

第一 建築基準法施行規則第三条の五第三項第二号に規定する書類の様式は、次の各号に掲げる規定による確認のための審査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式とする。

一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第六条の二第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）別記第一号様式

二 法第八十七条の二において準用する法第六条の二第一項 別記第二号様式

三 法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条の二第一項 別記第三号様式

第二 建築基準法施行規則第四条の七第三項第二号に規定する書類の様式は、次の各号に掲げる規定による

完了検査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式とする。

一 法第七条の二第一項 別記第四号様式

二 法第八十七条の二第一項において準用する法第七条の二第一項 別記第五号様式

三 法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第七条の二第一項 別記第六号様式

第三 建築基準法施行規則第四条の十四第三項第二号に規定する書類の様式は、別記第七号様式とする。

附 則

この告示は、平成十九年六月二十日から施行する。